

# 『青木平区運営細則』改定のお知らせ



令和2年（2020年）2月10日

2月9日（日）に開催された役員会において、『青木平区運営細則』（功労者表彰）第3条に第3項を追記し、『功労者表彰の対象条件及び記念品等の規定』について（1）から（6）までを追記改定する事が執行部より提案され、（細則の変更）第8条の規定に則り、役員会構成員の4分の3以上の賛成をもって承認されました。以上、ご連絡申し上げます。

\*役員会構成人員：21名（執行部11名（監事2名含む） 役員（班長）10名）  
4分の3以上：16名以上

## 『青木平区運営細則』の改定内容について

### （功労者表彰）

第3条 青木平区に、多大な貢献をした人には、その功績を讃えて、記念品と感謝状を贈る。

2 表彰者は、役員会で決定する。

### \*第3条に、第3項として以下の条文を追記する

#### 3 功労者表彰の対象条件及び記念品等については、次の通りとする。 R2.2.9 改正

- （1）輪番による役職者を除く自治会役員（区長、副区長、理事、監事）及び富士宮市委嘱委員（民生童委員、主任児童委員、青少年指導委員）を対象とする。
- （2）青木平区内の公共施設（公園、道路）の清掃活動等を日常的、または定期的に環境美化活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。
- （3）青木平区内で社会福祉活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。
- （4）いずれの対象者も6年以上の貢献実績を必要とする。
- （5）受賞者への記念品は、自治会役員及び富士宮市委嘱委員は1万円相当、それ以外の個人または団体は5,000円相当とし、感謝状を授与するものとする。なお、功労者表彰の対象者は執行委員会で推薦し、役員会で決定する。
- （6）功労者表彰の時期は、役職者については役職退任時、役職者以外を対象者もしくは団体においては6年を越えた適切な時期とする。

### （改定に至る主たる理由）

青木平区の自治会活動に長年に渡り尽力された方の功績を具体的な基準をもって賞することで、客観的な判断とともに、公平性を保つことを目的とする。

### （施行期日）

この改定は、令和2年（2020年）2月10日から施行する。

以上